

令和2年6月23日

行政連絡員 各位

総務契約課長 川邊 忠
(公印省略)

令和2年度市内一斉防犯パトロールの中止について

日頃より、本市の防犯事業へご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今年度も「市内一斉防犯パトロール」の開催を予定していたところですが、この度の新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を鑑み、「稲城市安全・安心まちづくり推進協議会」にて検討した結果、令和2年7月15日(水)に予定していた市内一斉防犯パトロールにつきましては、開催を中止とすることが決まりました。

皆様には大変ご面倒をおかけしますが、ご理解のほどよろしく願いいたします。

【問い合わせ】

総務部総務契約課総務係 齋藤・山口
電話 042-378-2111 (内線 512)

市政功労者 一般表彰対象者をご推薦ください

一般表彰とは稲城市表彰条例によって定められた表彰制度です。

【目的】

市政の振興、公益の増進、文化の向上等に、特に功労があったもの又は徳行が顕著で市民の模範となるものを表彰する。

【基準】

○一般表彰

市民の安全、福祉の向上、教育の振興、体育・文化の向上、産業の発展、科学の発達等に業績が顕著なもの
金品の寄贈、奇特定の行為

【表彰時期】

審査会への諮問を経た後、毎年 11 月 1 日

市では、毎年 11 月 1 日の市制施行記念日に市政に功労のあった方（自治功労・一般表彰）を表彰しています。皆様のご近所やお知り合いで一般表彰に該当すると思われる方がいましたらご推薦ください。

◆対象 市民や市の関係する個人や団体で、次のいずれかの基準を満たす方

- ① 市民の安全、福祉の向上等に尽力された方、またはそれに関する公務を助け、その業績が顕著な方
- ② 教育の振興や芸術文化活動、スポーツ活動の向上に関して、その業績が顕著な方
- ③ 産業・科学の発展に関してその業績が顕著な方
- ④ 長年にわたり奉仕活動を行う等、市民の模範となるような活動や行為をされている方

なお、活動団体の長に 10 年以上従事していること等の基準がありますので、詳細は担当までお問い合わせください。

◆推薦期限 6 月 30 日（火）

○推薦・問い合わせ 稲城市役所総務契約課総務係
電話 042-378-2111（内線 512）

市役所駐車場整備工事のお知らせ

市役所第二・第三駐車場の整備工事を6月下旬から8月下旬の間で行う予定です。
 このため、工事期間中は工事の進捗に合わせ、一部駐車場の利用を制限させていただきます。
 市役所にお越しの際には、なるべく公共交通機関をご利用ください。
 ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

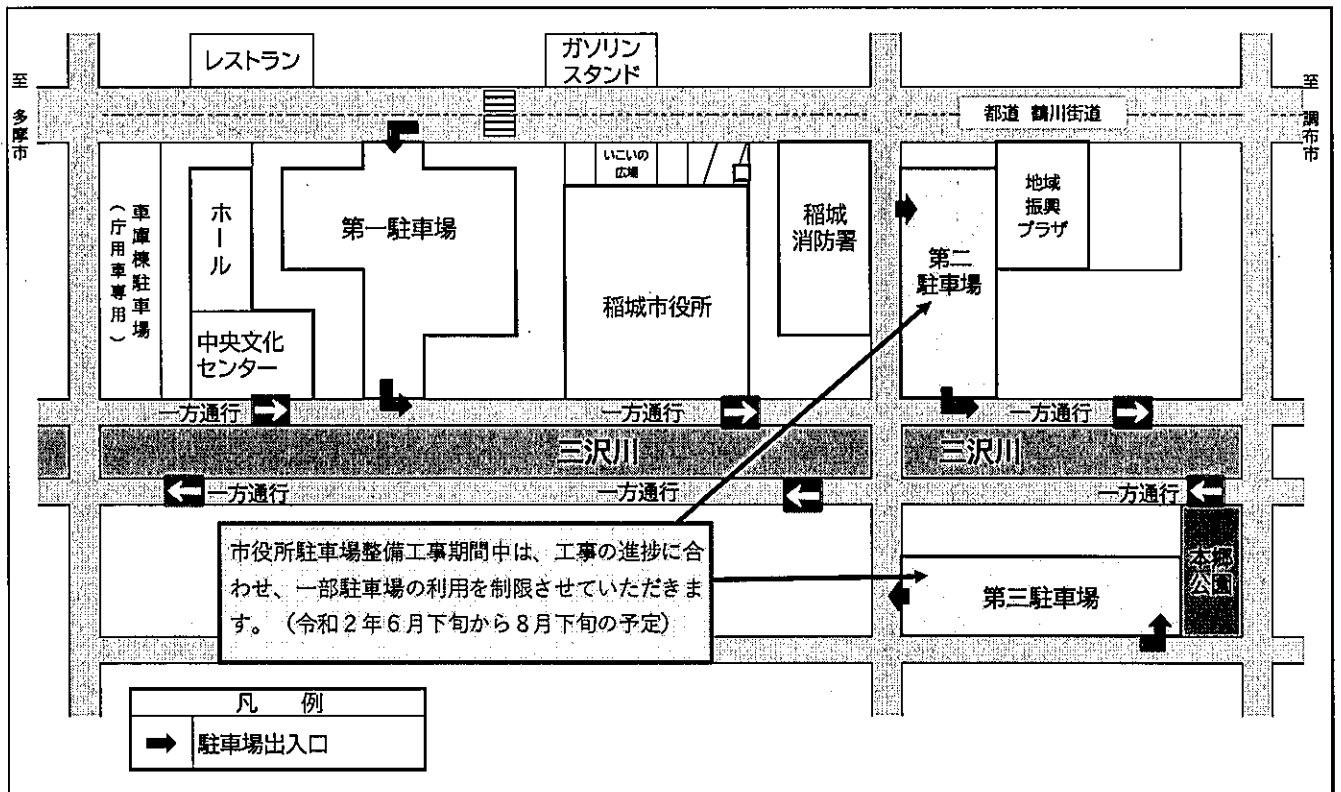
■第二駐車場の整備概要

第二駐車場に隣接する三沢川沿いの土地を購入しましたので、拡張工事を行います。
 現在の入口はそのままとし、出口を三沢川さくら通りに設けます。
 また、場内は一方通行となります。

駐車台数は、現在16台（うち軽自動車1台、身障者用1台含む）ですが、整備後は9台増加した25台（うち身障者用1台、思いやりスペース1台を含む）駐車できる駐車場となります。

■第三駐車場の整備概要

第三駐車場は、混雑時の待機車両なども考慮し、入口を本郷公園側の南東の角に設け、現在の市役所通り側の出入口は出口専用となります。また、場内は一方通行となります。
 駐車台数は、現在、軽自動車12台含む46台となっていますが、通路が狭いことから、レイアウトを見直し、身障者用1台、思いやりスペース1台を含む38台の駐車場となります。



■お問い合わせ

総務部 財産管理課 中島 謙治
 電話042-378-2111（内線561）

案件名 第19回 ^{あい}Iのまち いなぎ市民まつりの中止について

「第19回 Iのまち いなぎ市民まつり」の日程につきましては、平成31年度第6回行政連絡員調整会議にてご報告させていただいたところですが、昨今の新型コロナウイルスの影響により、「第19回 Iのまち いなぎ市民まつり」実行委員会にて協議した結果、中止することに決定いたしましたのでご報告いたします。

○中止となるイベントの一覧

日程	内容	会場
10月4日(日)	和太鼓コンテスト	稲城市立iプラザホール
10月18日(日)	楽しく第九を歌う合唱団2020演奏会	稲城市立iプラザホール
10月23日(金)～25日(日)	第19回 Iのまち いなぎ市民まつり ※市民文化祭展示部門・芸術祭のみ 23日(金)から開催	稲城中央公園(総合体育館・総合グラウンドほか)
11月7日(土)もしくは8日(日)	市民囲碁大会(市民文化祭催しもの)	稲城市地域振興プラザ
11月7日(土)・8日(日)	市民文化祭ステージ部門	中央文化センターホール

赤十字活動資金募集のお願い

立夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、本年も赤十字活動資金募集の時期が参りました。

毎年、赤十字事業に皆様の深いご理解と格別のご協力を賜りまして、多大な成果をおさめることができいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

患者様の生命を守るための献血活動事業、災害による被災者や難民の方々の救護活動並びに医療活動、看護師の養成などの様々な事業は、赤十字に与えられた仕事です。

皆様からお寄せいただきました活動資金はこのような奉仕活動に有効に使われています。

後日、自治会等の協力委員の皆様が各ご家庭をご訪問いたしますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年6月

日本赤十字社東京都支部

稲城市地区長

稲城市長 高橋 勝浩

赤十字活動資金にご協力をお願いします。

大規模災害に備え、日本赤十字社東京都支部はこのような活動をしていきます。

Point

A 救護・救援活動 36.8%

被害が広域化・長期化する大規模災害に対応するには支援体制の強化が重要です。救護物資の備蓄・各地域への配備、救護活動要員や防災教育事業加速のためのボランティア養成など災害への備えを強化していきます。



皆さまのご支援で、例えば500円の寄付を

田500 × 6人にご協力いただくと = 3,000円で



緊急セット(1セット)

避難所生活を余儀なくされた時に必須となるアイテムが収納されています。



赤十字活動資金へのご協力方法

会員として 赤十字の活動にご賛同いただき年額2,000円以上の会費にご協力いただいた方を会員として登録し、年数回情報誌をお送りします。
(平成29年4月1日より「社員」を「会員」に、今までどおり目安として500円以上のご協力者を「協会員」と呼称変更しました。)

自由な金額で 自由な金額で赤十字の活動にご支援をお願いいたします。

*赤十字協賛委員が皆さまの地域・ご家庭を訪問した際にご協力をお願いいたします。また、お住まいの地域の区役所・市役所等や日本赤十字社の窓口でも受け付けています。(赤十字協賛委員とは町会・自治会等を通じて活動資金募集にご協力くださる方々です。)

*「遺言によるご寄付(遺贈)」や「相続財産のご寄付」、「香典のご寄付」も承っております。

*ご寄付は自由な意思によるものであり、強制ではございません。

*活動資金にご協力いただいた方へ会員ステッカーをお渡しします。



活動資金と義援金のちがい

「赤十字活動資金」は被災地での災害救護活動をはじめとする、赤十字の救う活動を支援するものです。
一方、「義援金」は被災地に設置される義援金配分委員会を通じて全額が被災地へ届けられます。(日本赤十字社は義援金から手数料などは一切いただきず、義援金の受付・領収証発行等の諸経費はすべて赤十字活動資金から拠出しています。)

今回、皆さまにお願いしたいのは、赤十字の災害救護活動や備えを支援する「赤十字活動資金」です。ご協力をお願いいたします。

赤十字活動資金へのご寄付は税制上優遇措置が受けられます

寄付区分	措置の内容等
個人	特定寄付金 寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%まで)から2千円を差し引いた金額が、年間所得総額から控除されます。(都条例により個人住民税も税額から控除されます。)
	相続税にかかる寄付金 相続により取得した財産の全部または一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価額は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。 ※相続人が相続税に関する申告書を税務署長に提出する際に日本赤十字社の発行した「贈与された財産に係る証明書」を添付する必要があります。
法人	特定公益増進法人に対する寄付金 通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金に算入することができます。 ※損金算入限度額は、その法人の資本や所得の金額によって異なります。詳しくはお近くの税務署や税理士にご確認ください。

詳しくは当支部ホームページをご覧ください。日本赤十字社東京都支部までお問い合わせください。



令和元年台風第19号災害で氾濫した千曲川の爪痕(長野市穂保地区)

ひとりでも多くの命を救うために

大規模災害からひとりでも多くの命を救うためには事前の備えが重要です。

赤十字活動資金にご協力をお願いします

回覧メモ

大雨災害発生!

直ちに 救護体制に

全国に医療救護班を配備し、日頃から救護訓練を行っているため、日本のどこで災害が起きても、すぐに現地へ駆けつけることができます。



ボランティアと連携し、被災地へ向かう準備

避難所では…

災害時は医療機能が停止し、治療や薬の処方を受けられない恐れがあります。



避難所は冷暖房設備がない場合が多く、また様々な人たちが生活し、プライバシーの確保も難しくなります。



避難所生活が長期化すると体調を崩したり、精神的ストレスが大きくなります。



けがをしてしまった…

救う



医療救護

地元医療機関の機能が回復するまで、被災地のニーズに合わせ、救護所の設置や巡回診療を行います。



寒い暑い… 不便だね

支える



救援物資の配布

少しでも快適に過ごしてもらえよう、毛布や安眠セット、緊急セットなどの救援物資を配布します。



不安な日々…

寄り添う



衛生管理 こころのケア

避難所生活での健康管理やストレスを少しでも軽減するためのサポートを行います。



まさか自分が…
同じ思いをしてほくない

過去の災害を忘れずに、

今できることを



未来への備え

救えるはずの命を諦めたくない。

日本赤十字社は大規模災害に備え、支援体制を充実させるとともに、子どもたちの未来のため、災害の教訓を次の世代へ繋ぐ防災教育を推進していきます。



ひとりでも多くの命を救うため、

赤十字活動資金にご協力をお願いします

赤十字の支援